



被扶養者の認定

健康保険では、被扶養者に異動があった場合、事業主を経由して5日以内に健康保険組合に提出しなければならぬことになっており、また、被扶養者の認定要件については、主として被保険者の収入で生計を維持されている人で、その要件については次のとおりです。

1 被扶養者の範囲

(1) 生計維持関係が条件

ア. 被保険者の父母、祖父母等の直系尊属と配偶者（内縁を含む）、子、孫、弟妹。

(2) 生計維持関係及び同居が条件

ア. (1)ア. に該当する人を除く三親等以内の親族で、叔父叔母、兄弟等
イ. 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母及び子
ウ. 被保険者と内縁関係にある配偶者が死亡した後の父母及び子

2 被扶養者の収入

(1) 対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）で、被

保険者の年間収入の2分の1未満であること。

(2) 対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）で、生計の状況を総合的に勘案して、その世帯の生計を維持されていること。

(3) 被保険者と同居していない場合は、対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）で、被保険者からの仕送り額より少ない場合。

Q & A

Q 「被扶養者異動届」に添付する書類は何か必要ですか？

A 被扶養者の認定要件により添付する書類は次のとおり異なります。
(1) 高校生以下は、添付する書類はありません。

- (2) 大学生等の場合は、在学証明書
(3) 学生でない方でパート等により収入がある場合は次のいずれかひとつ
① 直近3か月分の給与明細書の写し
② 源泉徴収票の写し
③ 雇用契約書の写し
(4) 無職・無収入の場合は、事業主の証明書
(5) 年金受給者の場合は次のいずれかひとつ

Q 妻が会社を退職し無職の場合に、添付する書類は何か必要ですか？

A 添付する書類は次のとおりです。
(1) 離職票の写しまたは退職証明書等
(2) 無職・無収入の場合は、事業主の証明書
なお、雇用保険の失業等給付の日額が3,612円を超える場合は、年間収入が130万円を超えることになり、受給開始日から受給終了日の間について被扶養者にはなれません。

Q 妻の雇用保険の受給が終了した場合に添付する書類は何か必要ですか？

A 添付する書類は次のとおりです。
(1) 雇用保険受給資格証の写し
(2) パート等を始めた場合は、給与明細書の写しまたは雇用契約書の写し
(3) 無職・無収入の場合は、事業主の証明書

Q 父の年間収入が130万円以上ですが、母を被扶養者にする事はできますか？

A 健康保険法では、被扶養者の認定要件として、主として被保険者の収入で生計を維持されている人となっており、父の年間収入が130万円以上あり、父に母を扶養可能な収入があるため、被扶養者として認定することはでき

Q 別居している妻の父母を被扶養者にする事はできますか？

A 妻の父母を被扶養者にする場合は、生計維持関係及び同居が条件となりますので、生計維持関係があったとしても別居しているため、被扶養者として認定することはできません。

なお、同居している場合は、主として被保険者の収入で生計を維持されている人であることが条件となりますので、妻の父母の収入額や他の親族からの仕送り額や、同居している確認書類として世帯全員の続柄の表記のある住民票の添付をお願いしております。